

規 制 基 準

騒音規制法第 1 5 条、振動規制法第 1 5 条、

種 別		騒 音	振 動
項 目	区 域		
基 準 値	1 号	8 5 デシベル	7 5 デシベル
	2 号		
作 業 可 能 時 刻	1 号	午 前 7 時 ～ 午 後 7 時	
	2 号	午 前 6 時 ～ 午 後 1 0 時	
最 大 作 業 時 間	1 号	1 0 時 間 ／ 日	
	2 号	1 4 時 間 ／ 日	
最 大 作 業 期 間	1 号	連 続 6 日 間	
	2 号		
作 業 日	1 号	日曜その他の休日を除く日	
	2 号		

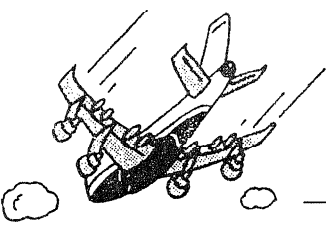
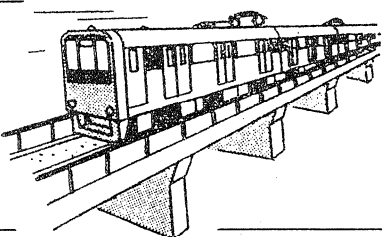
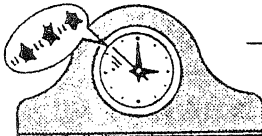
1 号 区 域	第 1・2 種低層住居専用地域、第 1・2 種中層住居専用地域、第 1・2 種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域の一部、及び用途指定のない地域の一部並びに工業地域のうち学校、保育所、病院、収容施設を有する診療所、図書館及び特別養護老人ホームの周囲 8 0 m の区域内の地域で空港敷地を除く地域
2 号 区 域	工業地域のうち 1 号区域以外の地域その他、条例では工業専用地域の一部、空港敷地の一部及び水域の一部
基 準 値 適 用	特定建設作業の場所の敷地境界線における値

法 令 項 目	○特定建設作業に伴って発生する騒音の規制に関する基準 （昭和43年11月27日） 厚生省 告示第1号 建設省 改正 昭和46年6月22日 厚生省 告示第1号 建設省
用 語	デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める音圧レベルの計量単位とする。
測 定 機 器	騒音の測定は、計量法第71条の条件に合格した騒音計を用いて行うものとする。 この場合において、周波数補正回路はA特性を、動特性は速い動特性（FAST）を用いることとする。
測 定 方 法 ・ 評 価	騒音の測定方法は、当分の間、日本工業規格 Z8731 に定める騒音レベル測定方法によるものとし、騒音の大きさの決定は、次のとおりとする。 (1) 騒音計の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 (2) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値がおおむね一定の場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 (3) 騒音計の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、測定値の90パーセントレンジの上端の数値とする。 (4) 騒音計の指示値が周期的又は間欠的に変動し、その指示値の最大値が一定でない場合は、その変動ごとの指示値の最大値の90パーセントレンジの上端の数値とする。
測 定 場 所	特定建設作業の場所の敷地の境界線
測 定 時 刻	_____
備 考	_____

←○

法 令		振動規制施行規則（第11条）別表第一の （備考1及び2）																	
項 目		特 定 建 設 作 業																	
用 語		デシベルとは、計量法（平成4年法律第51号）別表第二に定める振動加速度レベルの計量単位とする。																	
測 定 機 器		振動の測定は、計量法第71条の条件に合格した振動レベル計を用い、鉛直方向において行うものとする。この場合において、振動感覚補正回路は鉛直振動特性を用いることとする。																	
測 定 方 法 ・ 評 価		○ 振動の測定方法は、次のとおりとする。 振動ピックアップの設置場所は、次のとおりとする。 イ 緩衝物がなく、かつ、十分踏み固め等の行われている堅い場所 ロ 傾斜及びおうとつがない水平面を確保できる場所 ハ 温度、電気、磁気等の外圍条件の影響を受けない場所 ○ 振動レベルの決定は、次のとおりとする。 1 測定器の指示値が変動せず、又は変動が少ない場合は、その指示値とする。 2 測定器の指示値が周期的又は間欠的に変動する場合は、その変動ごとの指示値の最大値の平均値とする。 3 測定器の指示値が不規則かつ大幅に変動する場合は、5秒間隔、100個又はこれに準ずる間隔、個数の測定値の80パーセントレンジの上端の数値とする。																	
測 定 場 所		特定建設作業の場所の敷地の境界線。																	
備 考		暗振動の影響の補正は、次のとおりとする。 測定の対象とする振動に係る指示値と暗振動（当該測定場所において発生する振動で当該測定の対象とする振動以外のものをいう。）の指示値の差が10デシベル未満の場合は、測定の対象とする振動に係る指示値から次の表の上欄に掲げる指示値の差ごとに同表の下欄に掲げる補正値を減ずるものとする。 (dB) <table><tr><td>指示値の差</td><td>3</td><td>4</td><td>5</td><td>6</td><td>7</td><td>8</td><td>9</td></tr><tr><td>補 正 値</td><td>－3</td><td>－2</td><td colspan="5">－1</td></tr></table>		指示値の差	3	4	5	6	7	8	9	補 正 値	－3	－2	－1				
指示値の差	3	4	5	6	7	8	9												
補 正 値	－3	－2	－1																

騒音の大きさの例

120 デシベル	飛行機のエンジンの近く	
110 デシベル	自動車の警笛（前方2m）	
100 デシベル	電車が通るときのガードの下	
90 デシベル	大声による独唱 騒々しい工場の中	
80 デシベル	電車の中	
70 デシベル	電話のベル、騒々しい街頭 騒々しい事務所の中	
60 デシベル	静かな乗用車 普通の会話	
50 デシベル	静かな事務所	
40 デシベル	深夜の市内 図書館の中	
30 デシベル	深夜の郊外 ささやき声	
20 デシベル	木の葉のふれあう音 置時計の秒針の音（前方1m）	

「デシベル（dB）」とは

音に対する人間の感じ方は、音波の強さ、周波数によって微妙に変化します。2,000Hzから5,000Hzの音波に対して最も敏感です。

騒音はさまざまな周波数の音が混ざっているため、物理的に測定した音波の強さに周波数ごとの聴感補

正を加味した騒音レベルを用い、デシベル（dB）で表します。

従来は、「ホン」という単位を使用していましたが、計量法の改正により平成5年から「デシベル」に変更になりました。

■ 振動の大きさの例

気象庁震度階級*			
人の感じかた	屋内・屋外の状況	階級	計測震度
90 デシベル 人体に生理的影響が生じ始める。 産業職場で振動が気になる（8時間振動にさらされた場合）。	かなりの恐怖感があり一部の人は身の安全を図ろうとする。 眠っている人のほとんどが目覚めます。	4	3.5
	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。 座りの悪い置物が倒れることがある。 電線が大きく揺れる。		
80 デシベル 深い睡眠にも影響がある。	屋内にいる人のほとんどが揺れを感じる。 恐怖感を覚える人もいる。	3	2.5
70 デシベル 浅い睡眠に影響が出始める。	屋内にいる人の多くが揺れを感じる。 眠っている人の一部が目覚めます。	2	1.5
60 デシベル 振動を感じ始める。 ほとんど睡眠影響はない。	屋内にいる人の一部がわずかな揺れを感じる。	1	0.5
50 デシベル 常時微動	人は揺れを感じない。	0	

* 気象庁震度階級関連解説表から抜粋

「デシベル」とは

振動の大きさの感じ方は、振幅、周波数などによって異なります。

公害振動の大きさは、物理的に測定した鉛直（上下）方向の振幅の大きさに、周波数による感覚補正を加味して、デシベルで表します。

デシベルとは、基準の値に対する比率を表示（10倍の値が10dB、100倍が20dB）しているため、騒音と同じデシベルという単位を使っていますが、同じものではありません。

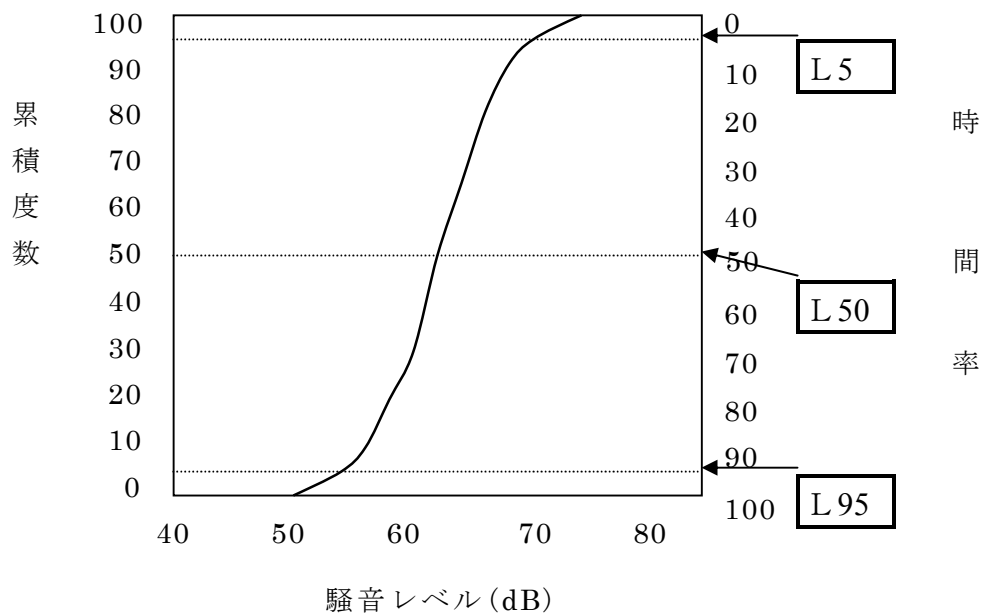
□時間率レベル L_x (騒音 $L_5 \cdot L_{50} \cdot L_{95}$) について

レベルが不規則にかつ大幅に変動する評価方法として、90%レンジ法が規定されております。

この90%レンジ法とは、下図のように瞬時値から累積度数曲線を描き、100%の上下5%をカットするものです。

この90%レンジ法の上端値を L_5 ・中央値を L_{50} ・下端値を L_{95} と規定しています。

図 累積度数曲線の例



※例えば1時間値の L_{50} が63dBだとすると

63dB以上の時間が30分間、63dB以下の時間が30分間であったと
言うことです。

また1時間値の L_5 が70dBだとすると

70dB以上の時間が3分間、70dB以下の時間が57分間であったと
言うことです。

特定建設作業の場合この L_5 値が、騒音の規制値85dBを超えないこと
となっております。

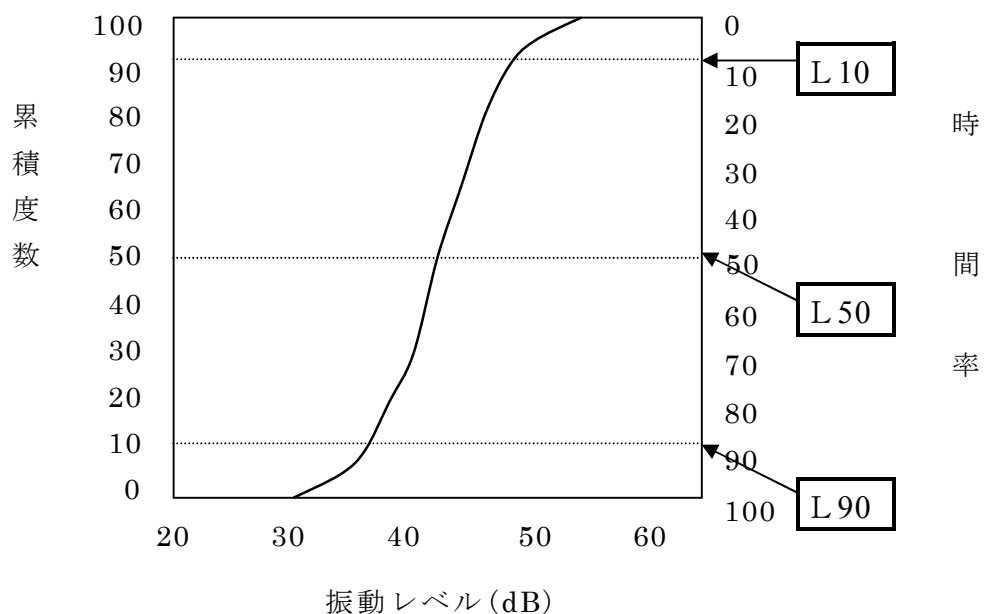
□時間率レベル L_x （振動 $L_{10} \cdot L_{50} \cdot L_{90}$ ）について

レベルが不規則にかつ大幅に変動する評価方法として、80%レンジ法が規定されております。

この80%レンジ法とは、下図のように瞬時値から累積度数曲線を描き、100%の上下10%をカットするものです。

この80%レンジ法の上端値を L_{10} ・中央値を L_{50} ・下端値を L_{90} と規定しています。

図 累積度数曲線の例



※例えば1時間値の L_{50} が43dBだとすると

43dB以上の時間が30分間、43dB以下の時間が30分間であったと言うことです。

また1時間値の L_{10} が48dBだとすると

48dB以上の時間が6分間、48dB以下の時間が54分間であったと言うことです。

特定建設作業の場合この L_{10} 値が、振動の規制値75dBを超えないこととなっております。